

令和 7 年度 第 4 回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和 7 年 8 月 18 日（月） 15：30～16：20

2. 場所 富山労働総合庁舎 5 階大会議室

3. 出席者

公益代表委員	柳原会長、両角委員、高木委員、吉田委員
労働者代表委員	石田委員、大森委員、黒川委員、本郷委員、清野委員
使用者代表委員	寺山委員、広上委員、野中委員、坂井委員
事務局	小島労働局長、倉重労働基準部長、成田賃金室長、 山田賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 富山県最低賃金専門部会報告について
- (2) 富山県最低賃金の改正決定について（答申）
- (3) 特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（諮問）
- (4) 令和 7 年度の特別小委員会の運営について
- (5) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

〔山田賃金室長補佐〕 それでは、令和 7 年度第 4 回富山地方最低賃金審議会を始めます。

本日は、公益代表の高倉委員、使用者代表の森口委員が御欠席ですが、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、報道関係者の撮影は、ここまでとさせていただきます。

この後の議事の進行を柳原会長にお願いしたいと存じます。

〔柳原会長〕 それでは、審議に入ります。

まず、議事 1 の富山県最低賃金専門部会報告についてですが、先ほど開催された第 4 回専門部会において部会審議が結審し、報告文が提出されております。

それでは、部会長を務めました両角委員から報告してください。

〔両角部会長〕 今年度の富山県最低賃金専門部会における審議につきましては、7 月 15 日に富山地方最低賃金審議会において調査審議を付託された後、4 回にわたり審議を重ねてまいりました。

しかしながら全会一致に至らなかったため、第 4 回専門部会において公益代表委員見解をお示ししつつ、公益代表委員による富山県最低賃金改正案について採決いたしました。

その結果、最低賃金額は現行最低賃金額を 64 円引き上げて 1 時間 1,062 円とする旨議決しましたので、その内容を専門部会報告としてとりまとめました。

それでは、専門部会報告及び公益代表委員見解を事務局から読み上げてください。

〔成田賃金室長〕 それでは、資料 No. 1 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書を御覧

ください。読み上げます。

富最賃専第4号

令和7年8月18日

富山地方最低賃金審議会 会長 柳原佐智子 殿

富山地方最低賃金審議会 富山県最低賃金専門部会 部会長 両角良子

富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月15日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和7年8月4日付け中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額948円）は令和5年度の富山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員名は省略いたします。

1枚めくりまして、別紙1。

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 富山県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,062円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

さらに1枚めくりまして、別紙2。

富山県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 富山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額948円
- (3) 発効日 令和5年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者 18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度 令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の富山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,378円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると富山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

1箇月換算額に関する注釈です。948円（富山県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）＝132,963円

可処分所得の総所得に対する比率につきましては、令和7年7月22日開催の中央最低賃

金審議会第2回目安に関する小委員会配布資料で示された比率を用いています。

続いて公益代表委員見解を読み上げます。資料No.2を御覧ください。

令和7年8月18日

令和7年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員見解

富山県最低賃金専門部会は、富山地方最低賃金審議会から付託された令和7年度富山県最低賃金の改正決定の審議に当たって県下の経済雇用状況、賃金調査の結果、労使各委員の意見等を総合的に勘案しながら、最低賃金法第9条第2項に規定されたいわゆる3要素を考慮した議論を慎重に重ねたが、公労使一致した結論に至らなかった。

このため、令和7年度富山県最低賃金の改正決定について、令和7年8月4日付け中央最低賃金審議会の答申を参酌することに加え、前述の事情を総合的に勘案し、当専門部会の公益代表委員による見解を下記のとおり取りまとめた。

記

- 1 令和7年度富山県最低賃金額については、時間額を64円引き上げて1,062円とする。
- 2 以上の結論に至った理由は以下のとおりである。
 - (1) これまで重ねてきた審議において、賃金の低廉な労働者に対する物価の影響を十分考慮すべきであること、企業規模に関わらず賃上げの動きが広がっていることの2点については、公労使で認識が一致していた。その背景として最低賃金法第9条第2項に規定されるいわゆる3要素に関連する以下のデータがあげられる。

ア 労働者の生計費について

富山市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、前回富山県最低賃金が改正された令和6年10月から今年6月までの期間で見た場合は平均3.6%の上昇となっており、前年同期の平均3.8%から引き続き高い水準となっている。

富山市の消費者物価指数の10大費目のうち生活に必要な食料、光熱・水道に着目すると、食料については令和6年10月から今年6月までの期間で見た場合は平均6.0%であり、同様に光熱・水道については平均6.4%といずれも高い上昇率となっている。特に食料については、令和6年10月において対前年同月比が2.4%、同年11月が4.2%、同年12月が5.1%、今年1月が7.0%と急上昇し、それ以降も直近の6月まで6.3%から7.5%の幅において高水準で推移している。とりわけ米など穀類物価指数は令和6年10月から今年6月までの期間で見た場合は平均14.9%の上昇となっている。

また、家計調査によれば、令和6年の富山市の勤労者世帯におけるエンゲル係数は27.4%と、前年25.8%から増加し、全国の県庁所在地では15番目に高くなっている。

関連して日本銀行による生活意識に関するアンケート調査によれば、1年前と対比した現在の暮らし向きD.I.（「ゆとりが出てきた」から「ゆとりがなくなってきた」を引いた値）は令和6年6月のマイナス52.1から今年6月はマイナス57.2と悪化した。同じく、日本銀行が発表した経済・物価情勢の展望によれば、消費者物価指数（生鮮食品を除く）は令和7年度で2.0%～2.3%、令和8年度で1.6%～1.8%上昇の見通しとなっている。

イ 労働者の賃金について

富山県内の春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合富山による集計結果（6月18日現在）では5.23%と昨年4.96%を上回った。また、富山県経営者協会による集計結果（6月6日最終集計）では4.83%と昨年4.39%を上回った。

賃金改定状況調査結果では、第4表①②におけるBランクの賃金上昇率は2.9%と、昨年度の結果2.4%を上回り、さらに継続労働者に限定した第4表③におけるBランクの賃金上昇率は3.4%と、これも昨年の結果2.9%を上回っている。

毎月勤労統計調査では、富山県の規模5人以上の事業所におけるきまって支給する給与の前年同月比は、令和6年10月以降、名目で0.9%から4.1%の幅で推移しているものの、実質ではマイナス3.1%からプラス1.5%の幅で推移しており、特に今年1月以降はマイナス3.1%からマイナス0.7%の幅で、5か月連続マイナスで推移している。

ウ 通常の事業の賃金支払能力について

日本銀行金沢支店による北陸短観集計データによれば、富山県の売上高は令和6年度全産業計で前年度比2.6%増加した。また、売上高経常利益率は令和6年度全産業計6.69%であり、令和5年度7.47%には及ばないものの過去20年間で2番目の高さであり、直近20年の平均利益率3.93%、同10年の3.76%及び同5年の3.61%をいずれも大きく上回っている。

企業における価格転嫁については、企業物価指数を令和6年10月から今年6月（6月分は速報値）までの期間で見た場合は平均3.8%の上昇となる中、中小企業庁による価格交渉促進月間（令和7年3月）フォローアップ調査では、「一部でも価格転嫁できた」とする企業は全体の83.1%（令和6年3月調査67.2%）と1年前から大きく改善し、価格転嫁率も52.4%（同46.1%）と改善した。ただし、サプライチェーンの各段階で見ると2次、3次請けと取引階層が深くなるにつれて、価格転嫁率が低くなる傾向にある。

日本銀行富山事務所が公表した短観によれば、今年6月調査における業況判断D.I.は富山県全産業で令和5年9月調査以降8期連続「良い」が「悪い」を超えているものの直近の今年3月調査及び同年6月調査の2期連続で悪化している。

富山県内の倒産件数を見ると、令和6年の平均倒産件数は月5.8件であったところ、今年はずでに6.6件と昨年を上回る水準で推移している。大手信用調査会社では、北陸全体の動向として、今年上半期の倒産件数は令和6年上半期比で増加ながら、同年下半年期に比べて減少に転ずるなど一服した感があるが、市況環境は先行き不透明な状況にあり、決して景気が良好とは言えないとしている。また、人手不足によって営業機会の損失を招いている企業も見受けられ、今後についても倒産件数は一定数が発生すると見ている。

- (2) 以上より、今年度は、3要素のデータを総合的に勘案しつつ、生計費に関し消費者物価の上昇が続いていることに着目した。その上で消費支出に占める食料費の割合が27.4%に達していること、食料及び光熱・水道に係る消費者物価指数の上昇率がそれぞれ平均6.0%、6.4%と高値であることに特に着目した。

内閣府によると、物価上昇において、食料とエネルギーの価格上昇による家計負担の増加額が収入に占める割合は、所得水準が低いほど大きいとされており、最低賃金

近傍で働く労働者の生活は特に苦しくなっているものと考えられる。

また、この先も物価上昇が見込まれること、賃上げの流れが続いていることなどに併せて、食料に係る消費者物価指数の上昇率は前回富山県最低賃金が改正された令和6年10月の賃金が支払われる11月から今年6月までの期間で見た場合は平均6.4%の上昇となっており、前記1で示した額が適当であると考えた。

3 賃金支払能力に関連する経済指標を見ると厳しい状況に置かれた企業があることは事実であり、特に中小企業・小規模事業者に対する支援策についての要望を国に示す。とりわけ生産性向上の支援や取引価格の適正化・価格転嫁の支援など賃金引上げに向けた環境整備が重要なポイントであることは公労使共通の認識であるため、以下の点を強く求める。

(1) 企業物価指数が高止まりする中、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させることは経済の好循環の実現のために必要であり、その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であることから、独占禁止法・下請法の執行強化はもとより、関係省庁の連携強化のもと、官公需における価格転嫁・取引適正化の徹底、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・指導を行うこと。

(2) また、生産性向上の支援として、事業場内最低賃金を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される「業務改善助成金」について、さらに中小企業・小規模事業者が活用できるよう積極的に利活用の促進・支援を図ること。

併せて、非正規雇用労働者の処遇改善を支援するキャリアアップ助成金等企業のニーズに応じた賃金引き上げに向けた各種助成金についても利活用の促進・支援を図ること。

(3) 加えて、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改定版のⅡ5に記載された「交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しする」などの施策の具体的内容を早急に示すこと。

参照した資料は省略いたします。以上です。

〔柳原会長〕 今ほど、富山県最低賃金の改正決定につきまして、専門部会報告及び公益代表委員見解を読み上げていただきました。

本審議会委員を代表いたしまして、専門部会の審議に携わられた委員の皆様の真摯な審議に感謝申し上げます。

今ほどの専門部会報告ですが、こちらにつきまして、本審議会における審議に付したいと思います。

各委員におかれては御質問や御意見等はございますか。

〔寺山委員〕 参照するデータのうち、特に消費者物価指数については、これまでずっと使ってきた帰属家賃を除く総合指数を使い、データの継続性を重んじていただきたい。今年度は米を含めた食料品の異常なまでの物価上昇があり、食料品物価を採用したことについては反対しません。ただ、もし来年食料品物価が下がった場合、どう評価するのかという辺りも考慮していただきたい。最後の審議では、3要素のうち、やはり事業継続と雇用

維持が最優先されるべきであり、政府は最賃を上げるという過剰な競争に導くことがないように、また事業継続に必要な支援を是非していただきたい。今ほどの公益代表委員見解では特に労・使のバランスを考慮して記載してあり、大変感謝を申し上げます。ここにも記載されているように、価格転嫁と生産性の向上を二つの大きな柱として、政府の継続性のある支援をお願いしたいと思います。また新しい資本主義のグランドデザイン 2025 の文面にある支援策は、最賃の審議会が終盤にきてもなお、どこまで具体的に進んでいるか見えません。このように政府の支援策が不透明な中で、使用者側として従業員の雇用、地域経済を守るといった一役を担っている以上、政府には急激な賃上げを図るのであればその支援をいただき、官民一体となって進んでいきたいと考えております。以上です。

〔柳原会長〕 ありがとうございます。専門部会報告を了承するという事でよろしいでしょうか。

〔寺山委員〕 はい。

〔柳原会長〕 専門部会報告につきまして、本審議会として了承することといたしたいと存じます。

続きまして、議事 2 の富山県最低賃金の改正決定についてに移ります。

今ほどの報告のとおり、専門部会において全会一致の結論が得られなかったことから、本審議会において改めて富山県最低賃金の改正決定に関する審議を行い、その結果をもって富山労働局長に答申いたしたいと存じます。

本審議会の公益代表委員といたしましては、専門部会における審議経過を尊重し、専門部会報告の別紙 1 にあります富山県最低賃金の改正案を本審議会における改正案としたいと存じますが、このことについて労使各側から御意見をお伺いしたいと存じます。

労働者側はいかがでしょう。

〔労働者側委員〕 特にありません。

〔柳原会長〕 使用者側はいかがでしょう。

〔使用者側委員〕 ありません。

〔柳原会長〕 御意見はないようですが、採決によって本審議会としての決定をいたしたいと存じます。

専門部会報告の別紙 1 は先ほど事務局が読み上げましたので、説明は省略し、採決を行います。

賛成、反対、保留の順にお伺いしますので、挙手をお願いします。

専門部会報告の別紙 1 の改正案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

次に、反対の委員は、挙手をお願いします。

最後に、保留の委員は、挙手願います。

事務局から採決の状況を報告してください。

[山田賃金室長補佐] 採決状況を御報告いたします。

賛成 8 名、反対 4 名、保留 0 名です。

[柳原会長] 採決の結果、賛成 8 名、反対 4 名、保留 0 名ですので、賛成多数により、専門部会報告の別紙 1 の改正案をもって本審議会の決議といたします。

続きまして、富山労働局長への答申文案について御審議いただきたいと思います。事務局は、委員に答申文案の配付をお願いいたします。

(事務局は、答申文案を配付)

[柳原会長] 事務局は、答申文案を読み上げてください。

[成田賃金室長] それでは、読み上げます。

右上の文書番号、日付は議決前のため空欄となっております。

富山労働局長 小島悟司 あて

富山地方最低賃金審議会 会長 柳原佐智子

富山県最低賃金の改正決定について（答申）（案）

当審議会は、令和 7 年 7 月 15 日付け富労発基 0715 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり令和 7 年 8 月 4 日付け中央最低賃金審議会の「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和 5 年 10 月 1 日発効の富山県最低賃金（時間額 948 円）は令和 5 年度の富山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、審議経過は別紙 3 のとおりである。

別紙 1、別紙 2 につきましては、先ほどの専門部会報告と変わりありませんので省略いたします。

別紙 3 も省略させていただきますが、これまでの専門部会の審議経過を記載しております。以上です。

[柳原会長] 各委員におかれましては、内容を御確認いただきましたでしょうか。

本案をもって富山労働局長に答申をしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原会長] 御異議がないようですので、本案をもって富山労働局長に答申することといたします。

〔山田賃金室長補佐〕 それでは、本審議会会長から、富山県最低賃金の改正決定について答申させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所まで御移動願います。

（会長が答申文に会長印を押印の上、局長に答申文を手交）

〔山田賃金室長補佐〕 答申を頂きましたことにつきまして、富山労働局長から御挨拶させていただきます。

〔小島労働局長〕 只今、柳原会長から富山県最低賃金の改正決定に関する答申をいただきましたので、一言御礼申し上げます。

7月15日に諮問して以来、柳原会長をはじめ、各委員の皆様方、とりわけ、専門部会委員の皆様方には、厳しい日程で、しかも暑い日が続く中、4回にわたり精力的に調査、審議をいただき、今回の答申をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

本年度の改正審議におきましても、県内における労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力に関連する各種統計資料、また、物価高騰などに伴い今回の過去最高額の目安額であったことなどを踏まえ、公・労・使、それぞれのお立場から真摯に議論していただくとともに、最後まで合意形成に向けた調整に御努力いただき、今回の答申をいただいたところでありまして、これまでの御苦勞に敬意を表する次第であります。

当局といたしましては、只今いただきました答申に基づきまして、法定発効となる10月12日発効に向けて、諸手続きを万全に進めてまいります。

また、今後は、富山県最低賃金の改正に関する異議があった場合の御審議、そして、3件の特定最低賃金に関する御審議をいただくこととしており、皆様方、大変お忙しい中、誠に恐縮でございますが、引き続き、慎重、かつ、十分な御審議となるようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、答申をいただき、誠にありがとうございました。

〔山田賃金室長補佐〕 報道関係者の、撮影はここまでとさせていただきます。

〔柳原会長〕 それでは、事務局から、今後の手続について説明してください。

〔成田賃金室長〕 今後の手続につきまして説明させていただきます。

只今答申を頂きましたので、事務局では、本日、答申内容に対する異議申出のための公示を行います。

異議申出期間は、公示日の翌日から起算して15日を経過する日までとされておりますので、9月2日（火）が期日となります。

異議申出期日までに異議の申出があった場合は、9月3日（水）午前10時に開催を予定しております第5回本審において、その取扱いを御審議いただくこととなります。

その後は、その審議結果等を踏まえまして、事務手続きを進めることとなりますが、第5回本審で仮に原答申どおり決定することが適当であるとする審議結果となれば、富山労

働局長は、原答申どおり富山県最低賃金を決定し、官報公示の手続きを進め、10月12日(日)に効力発生の予定です。

異議申出がない場合も同様に官報公示の手続きを進め、10月12日に効力発生の予定です。

以上です。

[柳原会長] 次に、議事3の特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてにつきまして審議を行います。

7月末日までに、3件の特定最低賃金につきまして、改正決定の申出が行われており、本日は、これらの申出を受け、富山労働局長から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問が行われます。

それでは、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただくに当たり、今年度の申出状況を説明させていただきます。

今年度の特定最低賃金の申出状況につきましては、資料No.3の令和7年度特定最低賃金改正決定申出一覧に取りまとめ、申出書そのものにつきましては資料No.4としてその写しをお付けしております。

資料No.3の一覧表にございますように、7月末までに富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改正の申出が提出されております。

以上です。

[山田賃金室長補佐] それでは、富山労働局長から、特定最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所まで御移動願います。

報道関係者は、ここから撮影していただいて構いません。

[小島労働局長] 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。

富山地方最低賃金審議会 会長 柳原佐智子 殿

富山労働局長 小島悟司

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、下記特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同条第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃

金

2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3 富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

どうぞよろしくお願いいたします。

(局長は、会長に諮問文を手交)

[山田賃金室長補佐] ただ今から、諮問文の写しをお配りしますのでしばらくお待ちください。

(事務局は、諮問文(写)を各委員及び傍聴人に配付)

[山田賃金室長補佐] 配付いたしましたので、進行のほど、お願いいたします。

[柳原会長] 配付の諮問文につきまして御確認いただきたいと存じます。

特定最低賃金の改正決定の必要性につきましては、第57期富山地方最低賃金審議会運営規程第3条を適用し、特別小委員会において審議していただきたいと存じますがいかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原会長] 御異議がないようですので、8月22日(金)午後2時から特別小委員会を開催し、必要性の有無について審議をお願いしたいと存じます。

次に、議事4の令和7年度の特別小委員会の運営について、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 特定最低賃金改正決定の必要性の審議につきましては、平成14年中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告で、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとされているところ、当審議会では、本審委員の中から特別小委員会委員を指名する従来どおりの方法で審議を行って参りました。

一方で、特定最低賃金を取り巻く環境を見れば、適用産業における事業の多角化による業種分類の複雑化、企業数の変化や、地域別最低賃金と比較した優位性に変化が生じてまいりました。

このため、運営小委員会及び特別小委員会の委員と協議をいたしまして、今年度は、関係労使をオブザーバーに招き、より実質的な審議を行うのが適當ではないかとの意見でまとまりました。

つきましては、特別小委員会運営規程第6条第2項 特別小委員会は、審議に際し必要と認める場合には、労働者、使用者その他関係者の意見を聴取するものとするという規定

を適用し、特別小委員会に3件の特定最低賃金が適用される産業から労使各側1名ずつをオブザーバーとして御出席いただくこととしました。

オブザーバーの候補ですが、資料No.5を御覧ください。こちらの下半分にオブザーバー(案)をお付けしております。

本審議会で承認いただければ、会長名による出席依頼の文書を発送することといたします。以上です。

[柳原会長] 特別小委員会運営規程第6条第2項を適用し、特別小委員会にオブザーバーを招くことに御異議はございますか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原会長] 御異議がないようですので、事務局は、オブザーバーへ出席依頼など手続きを進めてください。

また、特別小委員会委員の皆様におかれましては、円滑な審議が行われますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

続いて、議事4のその他ですが、何かございますか。

[寺山委員] 先ほど発言しました、政府に対する最低賃金の大幅な引き上げによる企業への影響緩和措置の要請については、ここで発言したほうがよろしいでしょうか。それとも書面にて提出すればよろしいでしょうか。

[柳原会長] 先ほど伺った御意見以外にということでしょうか。

[寺山委員] はい。

[成田賃金室長] 書面でいただければ、事務局から厚生労働省へ報告いたします。

[寺山委員] 分かりました。後日、書面で政府・行政に対して、今回急激な最低賃金の上昇に伴う企業への影響緩和措置の要請を5点ほど労働局に提出させていただきます。

[柳原会長] ほかにはよろしいでしょうか。事務局から連絡事項等ございますか。

[山田賃金室長補佐] 2点ございます。

1点目ですが、会長からもありましたが、特定最低賃金の改正の必要性について、8月22日(金)14時から特別小委員会を開催いたします。

2点目ですが、次回、第5回本審は、令和7年9月3日(水)10:00から開催いたします。

いずれも、こちらの富山労働局の会議室で開催を予定しておりますので、委員におかれましては御出席のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

[柳原会長] 以上で、予定しておりました議事は全て終了いたしました。

ここまでの議事に関連して、御意見・御質問はございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[柳原会長] 特になければ、本日の審議はこれで終了いたします。

議事録確認担当委員については、私のほか、

労働者代表委員からは、本郷委員

使用者代表委員からは、坂井委員

のお二人にお願いしたいと存じますが、よろしいですか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原会長] それでは、本日の審議は以上で終了とします。

お疲れ様でした。